

### 基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場であることから、その森林の保全及び活用を進めることにより、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

#### 【数値目標】

指標	現状(2004年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数	270人 500回	500人 2,000回	750人 3,000回

\*数値は、2006(H18)年から取り入れる県のデータベースに登録した指導者数とその活動回数です。

\*現状値は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数及びその活動回数です。

#### 【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためにには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。



## 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりへの多様な主体の参画を図ります。

### 【数値目標】

指標	現状(2004年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林づくりへの参加者数	10,000人	20,000人	30,000人

\*数値は、県民、NPO、企業など多様な主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

\*現状値は、県及び(社)三重県緑化推進協会が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

### 【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。



## 三重の森林づくり基本計画の体系

### 三重の森林づくり条例

◆三重の森林を守り・育てるため、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成17年10月に制定



### 三重の森林づくり基本計画

◆三重の森林づくり条例第11条第1項の規定に基づき策定  
◆三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向等を定める



### 施策の展開方向



- ◆条例の基本理念を受けた4つの基本方針と9つの基本施策
- ◆計画の期間：20年(H18～H37)

#### 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

- 森林の整備及び保全
- 森林の区分に応じた森林管理の推進

#### 基本方針2 林業の持続的発展

- 林業及び木材産業の振興
- 担い手の育成及び確保
- 県産材の利用の促進

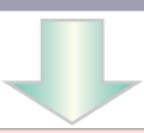
#### 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

- 森林文化の振興
- 森林環境教育の振興

#### 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

- 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援
- 森林づくりの意識の啓発

### 基本計画の進行管理



◆基本方針ごとの数値目標：進捗状況の把握  
◆数値目標の達成状況、施策の実施状況：県議会への報告及び公表